

蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、住宅の所有者が行う住宅省エネ改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 蒲郡市内にある一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅は除く。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) ZEH水準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。
- (5) 仕様基準 省エネ基準にあつては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様を、ZEH水準にあつては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導

基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）の「１ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(6) B E L S 建築物省エネ法第７条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年国土交通省告示第４８９号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

(7) 地域区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成２８年国土交通省告示第２６５号）別表第１０に掲げる地域区分をいう。

(8) J I S 産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。

(9) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和３年４月１日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者が、代理受領申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助事業）

第３条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第７条第２項の規定による補助金の交付決定を受けた日以後に契約し、かつ、交付決定を受けた日の属する年度の２月末日までに完了するもので、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修。ただし、住宅の省エネ改修は次のいずれかに該当するものとする。

ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZ E H水準に相当することについて、B E L S等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

イ 住宅の部分について別表１－１に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）

ウ アに掲げるZ E H水準に相当する全体改修と併せて実施する、重量化に伴い必要な構造補強工事であって、以下のいずれかに該当するもの

(ア) 構造計算により構造安全性が確認できるもの

- (イ) 令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの
 - (2) 前号において現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあつては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。
- 2 前項第1号の対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものであることとする。
- (1) 地震に対する安全性が別表1－2に定める方法により確認できるもの
 - (2) 現にZEH水準を満たしていないもの
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条第1項各号の事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者を含む）又は共同住宅の管理組合
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第1項各号に掲げる事業のうち、次に掲げる経費とする。なお、補助対象経費の額は、確定申告の際に補助事業に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

- (1) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用
 - ア 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
 - イ 改修設計内容についてBELS等の評価・認証を受けるために必要な費用
- (2) 住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの
 - ア 全体改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用（ただし、別表1－1にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。）

イ 部分改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用のうち別表 1－1 に定める費用

- 2 国、地方公共団体その他の補助制度を受けた又は受ける予定がある場合、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は別表 2 の第一欄又は第二欄のうちいずれか低い額とする。ただし、補助金の額の算定において、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項において、設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。

- 3 同一の住宅に行う補助は、1 回を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 3 に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付の申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第 8 条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の申請事項について変更が生じた場合は、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書（第 3 号様式）に別表 3 に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請について審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金変更承認通知書（第 4 号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 9 条 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業中止（廃止）届（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、蒲郡市住宅省エネ改修事業完了実績報告書（第6号様式）に別表3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行うこととする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第7条第2項の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付請求書（第8号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(書類の保管)

第14条 交付決定者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかな

なければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 交付決定者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）

は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に市長の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は破棄してはならない。ただし交付決定者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第16条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

別表第1-1（第3条関係、第5条関係）

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容		対象となる改修工事		モデル工事費		仕様・備考	
部位	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	
窓	ガラス交換※ ¹	1.4㎡以上※ ³	88,000円/枚	112,000円/枚	以下のいずれかに該当すること。 ①国土交通省所管の子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの	以下のいずれかに該当すること ①子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において開口部の改修（「断熱等」の機能を有する者に限る。）に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの	
		0.8㎡以上1.4㎡未満※ ³	64,000円/枚	80,000円/枚			
		0.1㎡以上0.8㎡未満※ ³	24,000円/枚	32,000円/枚			
	内窓設置※ ² ・外窓交換	2.8㎡以上※ ⁴	200,000円/箇所	272,000円/箇所			
		1.6㎡以上2.8㎡未満※ ⁴	160,000円/箇所	216,000円/箇所			
		0.2㎡以上1.6㎡未満※ ⁴	136,000円/箇所	176,000円/箇所			
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上※ ⁴	288,000円/箇所	392,000円/箇所			
		引戸：3.0㎡以上※ ⁴					
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満※ ⁴	256,000円/箇所	344,000円/箇所			
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満※ ⁴					

- ※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助
 ※2 内窓交換を含む
 ※3 ガラスの寸法とする
 ※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	工事内容	断熱材の区分	モデル工事費		仕様・備考	
			省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/m・K） 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m・K） 0.034以下	168,000円/㎡	225,000円/㎡	以下のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準の仕様基準に適合するもの ①子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において登録されている建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの	以下のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの ①子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業において登録されている建材であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
	D～F		252,000円/㎡	338,000円/㎡		
屋根・天井	A～C		60,000円/㎡	80,000円/㎡		
	D～F		102,000円/㎡	137,000円/㎡		
床	A～C		210,000円/㎡	280,000円/㎡		
	D～F		316,000円/㎡	420,000円/㎡		

2 設備の効率化に係る工事

設備種別	適用		モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)	仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム ※1	○	○	452,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112 :2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高断熱浴槽 ※1	○	○※2	437,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器 ※1			279,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	○	○※3		JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	○	○※3		給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	○	○※3		油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	○	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705 ）が 102 %以上であること。
節湯水栓	○	○※4	63,000円/台	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム (エネファーム)	○	○	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること (燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備	○	○	-	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準（ JIS B8122 ）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（ LHV 基準）で80 %以上であること。
蓄電池	○	○	510,000円/台	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又はカタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	○	○	-	工事を伴うものに限る。
※1 設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。 ※2 「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と3つセットの場合に限る。（既設も可） ※3 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可） ※4 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）				

別表第 1－2（第 3 条関係）

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	Z E H水準への改修を行う場合	省エネ基準への改修を行う場合
全体改修	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
部分改修		

※平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む）

別表第2（第6条関係）

対象住戸当たりの補助金の額

（住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修）

			第一欄	第二欄
省エネ性能の 区分	第3条第1項第1号の事業が省エネ基準に相当する場合	全体改修の場合	住宅の省エネ改修に要する費用の合計に5分の2を乗じて得た額。ただし、その内訳において別表第1－1においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	300,000円
		部分改修の場合	別表第1－1に定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に※に5分の2を乗じて得た額。	
	第3条第1項第1号の事業がZEH水準に相当する場合	全体改修の場合	住宅の省エネ改修に要する費用の合計に5分の4を乗じて得た額。ただし、その内訳において別表第1－1においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	700,000円
		部分改修の場合	別表第1－1に定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に※に5分の4を乗じて得た額。	

※ 補助対象事業費のうち別表第1－1に定めない工事については、実際に要した工事費を加算したものとする。

別表第3（第7条関係）

蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金 提出書類一覧

区分	提出書類				備考
		No.	名称	様式	
交付申請	様式	1	蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書	第1号様式	
		2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（省エネ基準相当）	第1－1号様式	いずれか
		3	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第1－2号様式	
	添付書類	1	建築確認済証又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類		建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等
		2	位置図（住宅の配置が分かる住宅地図等）		
		3	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面（平面図、立面図、断面図等）		
		4	省エネ改修工事に係る見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し		補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
		5	費用等明細		
		6	（全体改修の場合）BELS評価書等（交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式）		
		7	（ZEH水準に相当する全体改修と併せて、重量化に伴い必要な構造補強工事を実施する場合）第3条第1項第1号ウ（ア）又は（イ）のいずれかに該当することが確認できる書類		壁量計算書、構造計算書等
		8	住宅の所有者が分かる書類		登記事項証明等
		9	現況写真等（全景写真及び改修する部位の写真）		
		10	別表1－2に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類（耐震改修補助事業交付決定通知書等）		
		11	委任状		必要がある場合
		12	未納のない証明書		原本
		13	他の補助金等申請書の写し		該当がある場合
		14	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
交付変更申請	様式	1	蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書	第3号様式	
		2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（省エネ基準相当）	第1－1号様式	いずれか
		3	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第1－2号様式	
	添付書類	1	第7条で求める添付書類のうち、交付決定（又は直近の交付変更決定）時から変更となる事項を示すもの		
		2	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
中止・廃止	様式	1	蒲郡市住宅省エネ改修推進事業中止（廃止）届	第5号様式	
	添付書類	1	必要に応じて市長が指定する書類		
完了実績	様式	1	蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金実績報告書	第6号様式	
		2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（省エネ基準相当）	第1－1号様式	いずれか
		3	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第1－2号様式	
	添付書類	1	契約書の写し		
		2	領収書・請求書の写し		
		3	工事施工中の写真		
		4	工事完了後の写真（仕様が分かる写真（製品型番号など）を添付		
		5	施工チェックリスト	第6号様式別紙	
		6	出荷証明書		
		7	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
請求	様式	1	蒲郡市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付請求書	第9号様式	
	添付書類	1	必要に応じて市長が指定する書類		